

指宿市文化財保存活用地域計画（案）に関する意見とそれに対する市の考え方

パブリックコメント実施（令和5年12月1日～令和6年1月4日）

1名から15件の意見が寄せられた。

No.	ページ	意見	
1	52 ページ	<p>本計画（案）では、未指定文化財の有形の民俗文化財は2件としていますが、ここに日常生活で使われてきた羽釜や手回しロール式の脱水装置を備えた電気洗濯機や、足踏み式脱穀機、手回し式農業用大型扇風機なども加えるべきではありませんか？</p> <p>これらは、一般的に使用された道具としての「社会的価値」や当時の生活をそのまま残している「歴史的価値」、どのような構造、使用方をされたのかといった「情報価値」、また、口伝や写真などとは根本的に異なる「本物の価値」を有しており、まさに「文化的価値」を有していると思います。</p>	<p>日常生活等の道具（民具）については、ご指摘のように文化的価値を有するものであると認識しております。</p> <p>しかしながら、今回の指宿市文化財保存活用地域計画作成に伴う文化財悉皆調査におきましては、市内全域の各家庭が所蔵されている民具を調査の実施対象としていなかったことから、実態を把握していないところです。</p> <p>なお、指宿市考古博物館では、ご指摘の民具の収集・所蔵をしているところですので、一覧表への追加を行いました。</p>
2	76 ページ 80 ページ	<p>No1 や No45, No46 に、上記のような未指定文化財を加えるべきではありませんか？</p>	<p>No.1 の調査未着手分野の把握調査実施検討において、民具の調査実施に関して追加しました。</p>
3	80 ページ	<p>方針12に、上記のような未指定文化財を収蔵・展示できる施設、いわゆる、「民族資料館」について検討、整備する必要はありませんか？</p> <p>絵画は新規購入に多額の財源を必要としますが、上記のような未指定文化財は今、行動を取れば個人宅や市内各所から集められると思います。</p> <p>指宿には、「COCCO はしむれ」という「考古学」分野での優れた施設はありますが、「美術館」や「民俗資料館」が整備されていないため、街に文化・芸術の香りや地域活性化・地域創造の活力が乏しいような気がします。</p>	<p>民具等の民俗資料につきましては、指宿市考古博物館において収集しているところです。収集した民具等につきましては、小学校等の授業において活用しています。</p> <p>一方、民俗資料館の建設については、本市では現在のところ検討していないところです。なお、美術館に関しては、民間の施設として、岩崎美術館と薩摩伝承館があるところです。</p>
4	目次	<p>「序章 はじめに」の「序章」とは本題に入る前の「イントロ」と解され「計</p>	<p>本計画の構成に関しましては、令和5年3月に文化庁が作成した、「文化財</p>

		<p>画作成の背景」等はそのとおりですが、「目的」や「計画期間」などは「本題そのもの」でありこの位置に置かれていることには違和感があります。これらを分離、表記するなど工夫されたら如何でしょう。</p>	<p>保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」に基づいているところです。</p>
5	全体	<p>本計画では、2文、あるいは、3文を1文に纏めた方が文意が汲み取りやすくリズムも生まれて読みやすくなる文章が多くありませんか。</p> <p>現状は、「。」が多すぎて文が細切れになり過ぎ、読みにくさを感じます。</p>	<p>ご指摘の内容につきましては、参考とさせていただきます。</p>
6	各所	<p>「鹿児島藩」は本計画においては「薩摩藩」としたらどうでしょう。</p> <p>歴史の専門家たちによる座談番組やテレビドラマなどで見聞きするのは、「薩摩藩」や「薩摩軍」、「薩長同盟」などの用語がもっぱらです。</p>	<p>鹿児島藩の表記につきましては、指宿市考古博物館時遊館 COCCO はしむれにおける企画展の際に、藩名の表記の在り方について専門家のご意見に基づき、鹿児島藩を採用した経緯がございます。</p> <p>つきましては、本計画では現状のままとさせていただきます。</p>
7	各所	<p>「鹿児島湾」は本計画においては「錦江湾」としたらどうでしょう。</p> <p>「鹿児島湾」は国土地理院が使用している用語と承知していますが、環境省は指宿市もその区域に含まれている自然公園を「霧島錦江湾国立公園」と称しており、また、指宿市の観光パンフレットはほぼ全てで「錦江湾」の用語を使用していると承知しています。</p>	<p>鹿児島湾の表記については、指宿市考古博物館における企画展においても同様に表記しているところです。</p> <p>また、鹿児島県が作成した「鹿児島県文化財保存活用大綱」においても同様の表記としております。</p>
8	各所	<p>「表」の「表題」は「表の上」に、「図」の「表題」は「図の下」に置くのが一般的です。</p>	<p>ご指摘のとおり修正させていただきます。</p>
9	17 ページ	<p>「図7」は、地質年代でいう「新生代・第4紀」の部分を取り取って示したものであり、また、図中の「Km12」など一般には馴染みがないことから、少し注釈を加えると良いと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり修正させていただきます。</p>

10	38 ページ ～ 39 ページ	主なものだけでも「写真」を挿入すると、理解の助けになりますし、良い記録のページになるかと思えます。	写真を掲載させていただきます。
11	39 ページ	現品に元代青磁瓶（げんだいせいじびん）とのキャプションがあればそれで良いのですが、「瓶」は「へい」の読み方が多いように思います。	ご指摘のとおり修正させていただきます。
12	42 ページ	「ミョウバン石」は単に「ミョウバン」で良くはありませんか？	ミョウバン石は $KAl(SO_4)_2 \cdot 2Al(OH)_3$ のような組成の塩基性塩であり、ミョウバンとは異なるものであるところ です。
13	49 ページ	(県指定) (図 60) の最初の「(」の位置は修正した方が良くと思います。	ご指摘のとおり修正させていただきます。
14	49 ページ	図 58 の「松梅蒔絵櫛笥附属品竝目録 共 一合」の表題について、この文化財に限って員数「一合」の記述は必要ですか？	指定文化財名称が「松梅蒔絵櫛笥附属品竝目録 共 一合」となっているところ です。
15	56 ページ 69 ページ	文化財に関する計画とは言え、「火山銀座」のインパクトが強すぎるように感じます。また、「火山銀座に育まれた歴史と文化の光を知り、まるごと守り活用する 指宿」も指宿市の存立が「火山銀座」に偏り過ぎた感があり「歴史と文化の光」の表現も含め、他の各種計画における指宿市の説明との乖離も大きいように感じます。	<p>「火山銀座」としての指宿市の価値につきましては、これまでそれほど注目されていなかったと考えております。しかしながら、指宿市考古博物館時遊館 COCCO はしむれにおいて、平成 21 年度企画展「火山銀座探検の巻」を開催して以降、本市の重要な特徴と捉えてまいったところ です。</p> <p>また、このような本市の大きな特徴については、文化財保存活用地域計画策定協議会委員で学識経験を有する委員の方々からも、注目する必要があるとのご指摘いただいたところ です。</p> <p>したがって、本計画では火山銀座とそれを基盤とした歴史文化を本市の大きな特徴として取り扱ったところ です。</p>